

人権ほっと29年12月号

「合理的配慮(言語障がい編)」

大阪教育大学教授

井坂行男

言葉に障がいのある子どもたちについて説明します。

言語障がいとは発音が明瞭でなかったり、話し方が流暢でなかったりすること、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない場合や、本人がそのことで他者との会話を避けようとしがちになる状態をいいます。

言語障がいは、口蓋裂や発音が上手くできない構音障がい、吃音や脳性まひによる話し言葉の流暢性の障がい、言語発達の遅滞や書字障がい等の言葉に伴う障がいによる様々な原因によって生じます。また、聴覚障がいや知的障がいに伴って、言語障がいが生じることもあります。

言語障がいのある子どもたちの多くは小学校や中学校の言語障がい特別支援学級や通級指導教室で学んでいます。

これらの子どもたちは友達たちの会話が上手くできないために、学級の集団に適応

できない、学習に自信が持てない等の心理的な課題を生じることもしばしばあります。

会話をする場面は話し手と聞き手の間で、主に言葉を用いて思いや考えを伝え合うための共同作業になりますので、互いに分かり合いたいという気持ちを持つことがとても大事です。

言語障がいのある子どもたちが通常の学級で共に学ぶ合うために必要な合理的配慮は、個別の発音学習の時間の確保や発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更や調整、代替手段によるコミュニケーションを行うこと等になります。

言葉はコミュニケーション以外にも思考の機能や自己の行動調整機能等の役割も果たしてくれる大切なものです。

子どもたち一人ひとりの成長発達を願い、子どもたちと心を通い合わせながら、豊かな対話を心掛けたいと思います。